

防衛省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 一 大臣官房審議官の人数を六人から七人に増員し、うち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする事。 (第十条の三及び附則第六項関係)
- 二 大臣官房参事官の人数を四人から五人に増員し、うち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする事。 (第十条の四及び附則第七項関係)
- 三 沖縄防衛局の次長の人数を一人から二人に増員し、うち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする事。 (第百六十七条及び附則第十六項関係)
- 四 この政令は、公布の日から施行すること。